

国保からのお知らせ

～平成18年12月から“出産育児一時金の受取代理制度”を実施しています～

岩美町国保に加入されている皆様は、事前申請により町から医療機関等へ出産費用を支払う制度をご利用いただけるようになりました。

お子さんを出産するときはたくさんの費用がかかります。出産費用を準備いただく負担をやわらげ、少しでも安心して出産を迎えていただくために受取代理による清算を行うことができる制度を実施しています。

従来どおり、医療機関等へお支払いの後、支給申請いただく方法もあります。

出産育児一時金受取代理制度とは……

出産する前の段階で役場に申請していただくことにより、出産にかかった費用を出産育児一時金の中から（35万円を限度に）皆様にかわって岩美町が直接医療機関等へお支払いする制度です。これにより医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担が軽減されます。

ご利用いただける方……

岩美町国保に加入している方で、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日が1ヶ月以内の方がいる世帯の世帯主の方です。

ただし、国保税を滞納している方は、ご利用いただけない場合もあります。

詳しい手続き等については、役場住民生活課までお問い合わせください。

問い合わせ先

住民生活課

住 民 係

☎73-1415

はじまります！ 確定申告

と き

2月16日（金）～3月15日（木） 午前9時～午後4時

と ころ

役場3階 大会議室

～税金の申告の時期がやってきます。申告までに下記の用意をしておきましょう～

農業をされている方

農業所得の計算方法は、平成18年2月の確定申告よりすべて収支計算（農業収入－必要経費＝農業所得）によって申告していただくことになっています。農業所得のある方は、営農口座取引集計表、領収書など収入・支出（経費）のわかるものを保存して、収支内訳表の記録をお願いします。

国民年金保険料について社会保険料控除を受けられる方

支払った保険料の証明書を準備しておきましょう。（国民年金保険料について社会保険料控除を受ける方は、支払った納付証明書が必要です）

医療費控除を受けられる方

平成18年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書が必要となります。

生命保険料、損害保険料の控除を受けられる方

支払った保険料の証明書を準備しておきましょう。

給与収入、年金収入のある方

源泉徴収票を準備しておきましょう。

*詳しくは、広報いわみ2月号、岩美町ホームページでお知らせします。

タックスアンサーをご利用ください（URL：<http://www.taxanswer.nta.go.jp>）

タックスアンサーは、身近な税金についてコンピューターがお答えするサービスです。ぜひご利用ください。

問い合わせ先

財務課

☎73-1413